

介護保険事前調整対策

【出雲市】

1. 要介護認定の円滑な実施について

- 介護保険制度が住民の信頼を得るためには、要介護認定が正確かつ公正に行われることが、もっとも重要であると考えます。

訪問調査の体制、認定審査会の運営、申請から結果通知に至る事務処理など、事前
に実施方法を十分に検討し、関係機関同士で調整を行うことで、スムーズな認定が行
えるよう準備を進めているところです。

- なお、出雲市の場合、審査委員の確保の問題や、事務の効率化の面から、認定審査
会を近隣市町と共同で設置して運営に当たることとしています。

【認定審査会の運営体制】

- 2市5町による広域圏で設置

(出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町)

- ・ 圏域内人口 約 170,000人
- ・ " 高齢者数 約 38,000人 (高齢化率 22.3%)
- ・ " 要援護高齢者数 約 5,500人 (要援護率 14.5%)

- 認定審査会委員 定数 50人以内 (当面 48人、9合議体で運営)

(1) 訪問調査の体制整備

- 出雲市においては、在宅の要援護者が約 2,100人と見込まれ、今年度について
は、市の専任調査員 (6人、すべて介護支援専門員) と、在宅介護支援センター (5
か所) への委託により対応する予定です。

- 具体的には、支援センター所在地を考慮して市内を5地区に分類し、市の専任調査員を張り付けて進行管理を行うという地区分担制をとります。

すでに今年の5月から、事前調査という位置づけで実際に高齢者宅を訪問し、「アセスメント～ケアプラン～サービス提供」という一連の流れを行っており、対象者の確実な把握という点も含めて、調査の「目」を養う取り組みを進めてきています。

また、施設入所者は約400人で、調査は各施設へ委託する予定です。

- すでに介護支援専門員の資格保持者は市内で100人を突破しており、調査に関しても充分実働可能ですが、多くの者が関わるほど視点もぶれる恐れがあります。

そこで、すべての調査員が高いレベルで視点を統一するため、オリジナルの研修ビデオや、「認定調査員必携」（調査の手引き書）を作成し、具体的な事例で討議を行う研修会を開催するなど、本番に向けて準備を進めています。

(2) 認定審査会の運営

- 広域圏の2市5町で共同設置し、9合議体・審査委員48人で運営する予定です。

9合議体のうち、2合議体は「精神班」として、痴呆のケースを専門に審査する会を設けています。（専門分野の審査委員を選任）

- いままでに、訪問調査に同行して実際に調査の状況を確認する研修（同行訪問研修）や、模擬審査会（具体的なケースを審査する研修会）を行うなど、審査委員の研修も重ねています。さらに10月までには、すべての合議体で本番同様（3時間で40件の認定審査を行う）の模擬審査研修会を行う予定にしています。

- なお、実際に審査会が始まれば、「状態像の例」との比較に多くの時間が費やされ、スムーズに審議が進まない恐れがあります。

そこで、各審査委員が共通した認識の基に審議が進み、公平な審査の一助となるための「状態像比較支援ソフト」を独自で研究・開発しましたので、有効な活用策を模索しながら、円滑かつ公正な審査会運営を目指しています。

(3) 訪問調査、認定審査の計画的な実施

- 出雲市では、今年度中に約2,500人の認定を行うこととなりますが、10月から来年の2月までに、毎月500件平均で審査をしていかなければなりません。

計画的な審査運営のために、申請の平準化をしていますが、配分にあたっては、

- ①医師の意見書が集中しないよう配分
- ②自立の度合いにより配分（自立度が高い者を前半で審査）
- ③誕生月により配分（ランダムな要素、更新時期が覚えやすい利点がある）

などの要素を加味しています。

2000年以降の更新時期も配慮した計画を立てていますが、新規申請者の状況等により、今後見直しもあり得ます。 →別紙

2. 介護サービスの事前調整について

(1) 特養待機者への対応

ア 待機の現状

- 特養待機者については、その解消が大きな課題ではありますが、申請に至る経緯を個別に把握・検証する必要もあると考えています。出雲市の場合、入所申し込みをして待機中の者が約200人に上りますが、その殆どが介護する家族からの申請であり、介護する側の施設志向ともいうべき傾向が根強く残っています。

まずは在宅サービスの量的充実と質的向上により、施設から在宅へという意識の転換を奨めています。平成10年度に実施した実態調査においても、高齢者自身は在宅生活を望んでいるという結果が明らかになっており、今後も「高齢者の気持ちを尊重する」ことを前提として取り組みます。

- また、待機者200人のうち、150人は老人保健施設、療養型病床群もしくは一般病院に入院しているのが実態で、純粹に自宅で待機している者は50人余りです。今年度中に、出雲圏域内で特養・老健とも新規開設の予定があり、また前述し

たとおり在宅サービスの拡充を図ることで、待機者の解消に努めていきます。

イ 介護保険制度移行に向けた対応

- 介護保険施設の入所に関しては、基本的に施設と本人の契約行為となり、行政の関与はなくなると考えています。

しかしながら、特養の入所については、未だ需要量が供給量を大きく上回っているという現実や、市が措置機関として関わってきた経過を考慮すれば、来年4月1日から完全な自由競争にすること（全く市は関係ないという態度を表明すること）は、かえって介護保険制度の信頼感を損なう恐れもあります。

- そこで出雲市においては、各特養ごとの「待機者リスト」を作成したうえで施設に渡し、当面は入所者について報告を求める方法を検討しています。

ただし、リストは拘束力を持つものではありません。報告についても、内容によっては改善勧告をする・・・といったことまでは想定していません。

法施行までに、市の方針を広報し住民に伝えることで、施設の恣意的な運用を防ぐことを考えています。いわば情報公開による住民の監視体制を養うというイメージです。

(2) 特養の「みなし要介護認定者」への対応

- 出雲市が措置している特養入所者のうち、「自立」「要支援」と認定される者は、約2～3%と予想しています。（人数にして5人程度）

割合は少率ですが、個別に対応をすることが必要と考えており、早い段階から本人及び家族と話し合いを進めていく方針です。

- また、「みなし要介護認定者」の有無にかかわらず、自立を支援するための社会福祉資源の開発は必要です。

市内には、養護老人ホーム（80床）、軽費老人ホーム（50床）がありますが、今年度にはケアハウス（50床）も開設の予定です。

高齢者や障害者の生活に配慮した公営住宅プランも策定しており、さまざまな形で自立支援の方策を検討していきます。

- 出雲地方は持ち家率が高く、高齢者が生活しづらい段差などを持つ旧家が多く存在します。一般住宅のバリアフリー化を進め、さらに介護保険外の在宅サービス（配食、緊急通報など）も充実させることで、「家庭」が高齢者にとって生活しやすい環境となるよう整備を進めます。

3. 介護予防・生活支援サービスについて

(1) 介護保険制度導入前からの取り組み

- 出雲市は、国立島根医科大学、県立看護短期大学、あるいは県立の総合病院があるなど、従来から医療と関連づけた健康づくりの取り組みが盛んな地域です。
近年、直営診療所を中心とした農村共同体としての助け合い制度（里家制度、90年）や、JAによるホームヘルパー養成と組織化（「やすらぎ会」結成、91年）などの、保健・医療・福祉が一体化した地域活動が起こり、「生涯を通じて心豊かに生きる」ことへの市民意識が高まっていました。
- 平成7年(1995)には、「健康文化と快適なくらしのまちづくり」構想のもとに、市内各地で「健康づくりグループ」「子育てグループ」「ミニ・デイサービスグループ」などの自主活動組織が立ち上がり、住民・学識者・行政がそれぞれ意見を出し合って運営するという形態で、現在まで進んでいます。
- 高齢者の自立を支援する活動としては、自治会単位でミニ・デイサービス活動を行っています。公民館を会場に、月に2回～3回の頻度で高齢者が集い、レクリエーションや食事を共にして交流を深めています。
活動の母体は、各地区の社協であったり、あるいは「やすらぎ会」のメンバーがボランティアで参加したりとさまざまで、ある程度元気な高齢者がボランティアメンバーとして参加するなど、生きがい対策としても有効に機能しています。

島根県出雲市

市町村類型	Ⅲ～3	
人口	86,500人	H11.4.1
世帯数	27,700世帯	H11.4.1
人口増減率	2.6%	H7/H2
高齢者人口	16,500人	H11.4.1
高齢化率	19.10%	
一般会計	372億5千万円	10年度
財政力指数	0.617	10年度
経常収支比率	73.1%	10年度
就業人口割合		H7国調
第1次	8.5%	
第2次	31.0%	
第3次	60.0%	
ホームヘルプヘルパー数	79人	11.4.1現在
年間利用回数	9万8千回	又は 10年度実績
デイサービス		
A型、D型	7か所	
E型	3か所	
ショートステイ	50床	
在宅介護支援センター	5か所	
グループホーム	1か所	
特別養護老人ホーム	250床	
老人保健施設	140床	
療養型病床群	200床	

